

会員外への助成金交付に関する要綱

(公社) 秋田県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者で、秋田県トラック協会（以下「秋ト協」という）へ未加入の者が、交通事故防止、環境対策などへ積極的に取り組む場合に、一定の助成を行い事業の健全な発達に資することを目的とする。

(助成対象)

第2条 貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者で、秋ト協へ未加入の者とする。

(助成範囲)

第3条 助成の対象とするものは次の通りとし、各要綱の定めるところによる。

- (1) 運転者適性診断
- (2) 運転記録証明書
- (3) 運行管理者、整備管理者講習費用
- (4) 作業安全講習

(助成期間)

第4条 実施期間は、毎年4月1日から翌年2月末日までとする。

2. その年度において、予算額に達した時点で事業の終了とする。

(助成条件)

第5条 助成の条件として、貨物自動車運送事業法など関係法令を遵守し、コンプライアンス意識の高い、次の条件を全てクリアする事業者とする。

- ① 秋田県トラック協会の適正化事業部(以下「適正化」という)が主催する実践講習を毎年1回以上受講していること。
- ② 適正化の巡回指導において、Aランクの判定を受けていること。それ以外のランクについては、適正化指導員の意見による。
- ③ 過去3年以内に、貨物自動車運送事業法等法令違反による行政処分を受けたことがないこと。
- ④ 法定の人員が社会保険・労働保険へ加入しており、保険料が遅滞なく完納されていること。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力の組織と関係をもつ者でないこと。

(助成金額)

第6条 助成額は、会員の事業所と同額とする。

(助成方法等)

第7条 助成を受けようとする場合の申請方法、手続き等は会員に準ずる。

(助成金の交付)

第8条 秋ト協は、助成金の交付請求があった場合に、その内容を審査し適正と認めるときは助成金を交付する。

2. 助成金は、原則として口座へ送金するものとする。

《附則》

1. この要綱は平成24年5月23日から適用する。
2. 平成28年5月25日改正、同年4月1日から実施する。